



「納期が来ていたのをつい忘れて……」「銀行へ行く時間がなくて……」など、市税を納め忘れた方から「わざわざ金融機関へ行かなくても納められる“口座振替制度”を実施してほしい」という声が多く寄せられていきました。

そこで来年度からこの制度をはじめることになりましたので、そのあらましを紹介します。

手続は市内の各金融機関へ

市税は便利な口座振替で

加入申込みは12月1日から

口座振替をご利用できるのは、昭和60年度分の市税からですが、加入受け付けは昭和59年12月1日からはじめます。

申込みの受け付けは市税の取扱金融機関（郵便局は除きます）で行います。

申込みに必要なものは加入依頼書（各金融機関の窓口にあります）、預金通帳、印鑑（預金通帳に使用しているもの）です。

依頼書には口座名義人を記入する欄がありますが、納税義務者と口座名義人が違っても申込みはできます。

その場合は本人の印鑑（認印でもよい）と口座名義人の印鑑（預金通帳に使用しているもの）を忘れずに持ちください。

口座の種類は、普通預金、当座預金、納税準備預金の3種類です。あなたの口座がある金融機関へ申込みをしてください。

納税貯蓄組合の方もどうぞ

この制度に加入できるのは、富士市税の納税義務者ですが、市税の取扱金融機関へ申込みをし、契約をしなければなりません。納税貯蓄組合

に加入している方も利用できますが、組合長の承諾が必要です。依頼書に組合長の署名と印をもらってください。

振り替えできる税目は4税目

対象になる税目は、市県民税（特別徴収分を除く）、固定資産税（都市計画税を含む）、軽自動車税、国民健康保険税の4税目です。

複数税目の納税義務がある方が、税目を選んで特定の税だけ口座振替を利用することもできます。

また、期別ごとの引き落としと、全期分を一括して引き落とす方法がありますので、希望する方法を選んでください。

なお、市県民税、固定資産税、都市計画税を全期分まとめて振り替える方法を申請した方には、今までどおり前納報奨金が出ます。

振替えは納期の最終日

振替えの方法は、各税目の納期の最終日に金融機関が、あなたの指定した口座から自動的に振り替えて市へ払い込みます。

なお、領収書は各税目ごとに最終納期分を振り替えてから、1年分を取りまとめて納税義務者のみなさんへ郵送します。